

令和8(2026)年度 補助事業実施にあたってのQ&A

【研究機関の責任について】

Q1	研究機関が責任を持って行うのは、どのようなことですか。
A1	<p>研究機関の長は以下のことを機関の組織的な取組として責任を持って行ってください。</p> <p>ア プログラムを機関独自の取組として主催し、実施代表者と連携して確実に実施すること。</p> <p>イ 科研費の管理及び日本学術振興会（以下「本会」という。）への連絡調整、書類提出等の事務手続きを行うこと。</p> <p>ウ プログラムの広報活動、受講生募集、その他プログラムの実施に関して、実施代表者と協力して行うこと。</p> <p>なお、本会への連絡、問合せは、実施代表者ではなく、事務担当者が行ってください。</p> <p>また、交付を受けた補助金は、実施代表者等が所属する科学研究費補助金取扱規程第2条に規定する研究機関が管理しなければなりません。各研究機関が行うべき事務等については「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（令和8(2026)年度）」（以下「機関使用ルール（補助金）（令和8(2026)年度）」という。）を参考としていただき、適切に補助金の管理を行ってください。</p> <p>【機関使用ルール（補助金）（令和8(2026)年度）】</p> <p>https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/shiyourule.html</p>

【研究機関の長について】

Q2	現在ひらめき☆ときめきサイエンスを受給しているのですが、研究機関の長が交代することになりました。どのような手続きを行えばよいですか。
A2	所属研究機関の事務担当者において、研究機関の長が交代した後に、科研費電子申請システム「所属研究機関情報管理」「ひらめき☆ときめきサイエンス 補助事業者」欄の情報を更新してください。

【広報活動について】

Q3	いつから広報活動や受講生の募集を開始してよいのですか。
A3	交付内定日以降開始することができます。 ただし、必要な経費は補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助

	金受領後に精算して下さい。
Q4	広報活動を円滑に行うために、都道府県や市の教育委員会の「後援」をいただくことは差し支えありませんか。
A4	差し支えありません。特に小学5・6年生が対象のプログラムについては、教育委員会と連携しなければ、円滑な広報活動を行うことができない場合があるため、「後援」等による教育委員会との協力を行って差し支えありません。
Q5	ポスターなどの広報資料や配付資料作成の際に注意することはありますか。
A5	<p>以下の例のように、独立行政法人日本学術振興会令和8(2026)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)の交付を受けた旨を表示してください。(XXHTXXXXの部分には、課題番号を入れてください。)</p> <p>【記載例】</p> <p>(和文)本プログラムは、JSPS 科研費 JPXXHTXXXX の助成を受けたものです。</p> <p>(英文) This program was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JPXXHTXXXX.</p> <p>また、科研費について広く社会に伝え、より一層の国民からの理解を得ることを目的として、文部科学省において「科学研究費助成事業ロゴタイプ(以下「科研費ロゴ」という。)」を作成しています。科研費ロゴは本会のウェブサイトダウンロードできますので、ウェブページ、ポスター・パンフレット、受講生への配付資料等において積極的に使用してください。</p> <p>(https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/07_kakenhilogo/index_kakenhi_logo.html)</p> <p>ひらめき☆ときめきサイエンスのロゴマークもご活用ください。ロゴマークは、本会ウェブサイトに掲載しています。</p> <p>(https://www.jsps.go.jp/j-hirameki/yoshiki.html)</p>
Q6	受講生の募集に当たり、具体的には、どのような広報活動が効果的ですか。
A6	<p>以前、受講生に対して行ったアンケートでは、家族・友達から聞いて参加した受講生が最も多く、学校の先生から聞いて参加した受講生が次に多いという結果が出ており、受講生の保護者世代や実施機関の近隣小中高校にPRするのが効果的です。</p> <p>実際の広報活動では、単にポスター等を送付するだけでなく、例えば近隣の小中高校に出向いて、直接教員に周知をお願いしていただくことをお勧めします。</p> <p>実施機関の卒業生や関係者で教員になられた方がいれば、その方に周知をお願いしたり、大学生・大学院生の母校に学生が出向いてお願いしたりして、多くの受講生を集めた事例もあります。</p> <p>保護者の方々への広報では、地域の教育支援センター等を通して周知すると、効果が見込めます。</p>

Q7	ある特定の学校や対象者に限定して受講生を募集することはできますか。
A7	本事業は科研費の研究成果を広く一般に知ってもらうことを趣旨の一つとしていますので、ある特定の対象に限定して受講生を募集せず、広く募集してください。実際の広報活動は近隣校を中心に行うとしても、それ以外の受講希望者も広く受け入れてください。
Q8	広報用資料等が欲しいのですが。
A8	本会ウェブサイトに掲載します。 (URL : https://www.jsps.go.jp/j-hirameki/yoshiki.html)
Q9	ロゴマークは、どのようなときに使用しますか。
A9	ウェブページ、ポスター、パンフレット、受講生への配付資料等を作成する際には、ひらめき☆ときめきサイエンスのロゴマークを必要に応じてご活用ください。ロゴマークは、本会ウェブサイトに掲載しています。 (URL : https://www.jsps.go.jp/j-hirameki/yoshiki.html)

【申込受付について】

Q10	受講希望者からの申込みは、どのように受け付けるのでしょうか。
A10	各プログラムにて申込のシステム等をご準備いただき、直接受講申込みの受付を行ってください。また、受講希望者からのプログラムの内容等に係る問合せについても、各プログラムで対応してください。
Q11	受講希望者の情報（氏名、連絡先等）の扱いについて、注意することはありますか。
A11	所属研究機関で定める規定等に従い、適切に個人情報の取得及び管理を行ってください。例えば、個人情報の取得に当たり、利用の目的（プログラムの連絡・開催案内・保険加入）を明示すること、開示等の請求への対応を明示すること、個人情報の取得及び取扱いについて保護者の同意を得ること、取得した個人情報の漏えい防止や利用後の個人情報の適切な消去を行うこと等です。
Q12	「お問合せ・お申込先」担当となっているのですが、気をつけることはありますか。
A12	各プログラムの「お問合せ・お申込先」担当となっている方は、申込状況を把握し、プログラム実施日の10日くらい前までには、受講希望者に対して、受講の可否、プログラムの詳細等の連絡を必ず行うようにしてください。 また、当日になってやむなくキャンセルする場合は実施機関に連絡するよう、受講生に周知してください。

Q13	小学5・6年生が受講する場合、保護者の同伴は必要ですか。
A13	小学5・6年生が受講する場合には、保護者又は学校等の関係者が送迎するよう依頼することを原則としますが、プログラム実施中については、必ずしも同席していただく必要はありません。
Q14	一般の人(社会人)など、対象でない方から申込みがありました。申込みを受け付けてもよいですか。
A14	受講対象者である児童・生徒(小学5・6年生、中学生、高校生)と関係のない大学生(学生)・社会人等からの参加・参観・見学の申込みは、本プログラムの趣旨・目的から外れるため、ご遠慮いただいでください。
Q15	受講生の引率の保護者・家族や学校関係者から参観・見学の希望がありました。受け付けてもよいですか。
A15	受け入れていただいて構いません。 プログラムの内容によっては、保護者・家族等が参加することも可能としますが、その際、受講生の自発的で積極的な活動を妨げることや、受講生の実験等に不都合が生じないように留意してください。
Q16	近隣の学校教員から参観・見学の希望がありました。受け付けてもよいですか。
A16	学校教員の参観希望があった場合は、積極的に受け入れていただいて構いません。 広報等に資する観点から、受講生の在学する学校に限らず近隣の学校も含め、学校教員の参観・見学を推奨していますので、参観・見学を促す工夫を行い、積極的に受け入れてください。
Q17	募集対象学年でない方の申込みを受け付けてもよいですか。
A17	本事業が対象としている小学5・6年生、中学生、高校生のいずれかであれば、プログラムの進行に支障が無い範囲内で受け付けても構いません。ただし、各プログラムの募集対象学年でない方を受け入れるため、募集対象学年の方の受講希望を断ることがないようにしてください。また、プログラムの実施中は、募集対象学年でない方に配慮するとともに、本来の募集対象者の満足度が損なわれないよう工夫してください。
Q18	受講生の選定は、先着順で決定してもよいですか。
A18	選定はどのような方法(先着順・抽選等)で行っても構いません。ただし、特定の学校等の応募者に偏って選定することがないように配慮してください。
Q19	受講希望者が定員を大きく超えたのですが、受講生として全員受け入れてもよいですか。
A19	支障なく対応できる範囲内で受け入れても構いません。

【傷害保険について】

Q20	傷害保険には、必ず加入しなければなりませんか。
A20	プログラムの実施に当たっては不慮の事故等、万一の場合に備えて傷害保険への加入を検討してください。

【実施方法について】

Q21	過去のプログラムの実施事例で参考となるものがあれば、教えてください。
A21	<p>受講生に対して行ったアンケートでは、「実験が楽しかった」という意見が多いことから、座学（講義等）に偏りすぎることなく、実験・実習等で受講生が自ら実際に体験し考察できるよう十分な時間を確保し、充実した内容としてください。</p> <p>なお、受講生の代表が実験しているのを単に見学させるのではなく、少人数のグループ単位で実験を行わせるなど、受講生が実際に手を動かすようにする工夫も必要です。実験等の順番の待ち時間が長い場合などには、その間に関連した別の作業をさせるようにしておいた方がよいようです。</p> <p>また、ディスカッション、ロールプレイ、プレゼンテーション等を取り入れるのも効果的です。</p> <p>その他、過去のプログラムの実施事例を本会ウェブサイトで紹介していますので、参考にしてください。</p> <p>(URL : https://www.jsps.go.jp/j-hirameki/kako_jisshi_list.html)</p>
Q22	参加者に科研費の説明をする時は、どのようなことに気をつけて説明すればよいですか。
A22	<p>科研費による研究の意義などについて、オリエンテーションなどにおいて、本会ウェブサイトに掲載しているパンフレット等を使いながら、対象学年に応じて、プログラムとの関係を踏まえて、かみ砕いて分かりやすく説明するよう心がけてください。</p> <p>受講生が興味を持って聞けるように、自身の研究テーマやこれまでの歩み（研究者を志した動機）などの話も交えながら説明したり、プログラムの内容によっては、終了時に説明したりするなど、工夫して説明してください。</p>
Q23	休憩はどのくらいの間隔でとればよいですか。
A23	講義（座学）時間は連続して、おおよそ45分を超えないよう配慮してください。長時間の講義に小学生、中学生、高校生は慣れていないため、疲れてしまいます。トイレ休憩のことも配慮し、十分な時間を取ってください。

Q24	オープンキャンパス等、別のイベントと同日に開催する場合、注意すべきことはありますか。
A24	プログラムの実施に当たっては、受講生と別のイベントの参加者を明確に区別し、各プログラムの独自性が損なわれないよう留意してください。
Q25	野外実習がある場合、注意すべきことはありますか。
A25	<p>悪天候だった場合の対応を事前に考えておいてください（雨天での決行の際は、受講生への雨具の準備などの周知、もしくは雨天時は屋内でのプログラムに変更できるよう対策を講じておく等）。対応方針は、プログラム概要（様式 A-74）の「特記事項」に記載してください。</p> <p>また、熱中症にならないように帽子・水筒等を持参させたり、寒暖の差が大きい場合には防寒着を持参させたりしてください。</p>
Q26	集合場所について、注意すべきことはありますか。
A26	事前にウェブページ等で周知していても、実施機関の構内が広すぎて迷ってしまう受講生が少なからずいます。門から会場までに複数案内図を設けたり、実施協力者を案内として配置したりするなど、受講生が迷うことのないよう工夫して下さい。
Q27	実施機関の場所以外でプログラムを実施できますか。
A27	<p>本事業は、大学や研究機関で「科研費」（KAKENHI）により行われている最先端の研究成果に、小学5・6年生、中学生、高校生の皆さんが、直に見る、聞く、触れることで、科学のおもしろさを感じてもらうプログラムです。したがって、基本的には実施機関において実施してください。なお、実施機関以外での開催は、研究の対象となるフィールドなど研究の雰囲気を味わえる場所での野外実習などが考えられます。</p> <p>また、一般の文化施設などのみで行ったり、特定の小学校、中学校、高等学校で出張授業を行ったりすることは本事業の趣旨に沿いませんので、留意してください。</p>
Q28	講義、実験等の資料は配付しなければなりませんか。作成する時間もあまりないので、板書だけで済ませても構いませんか。
A28	<p>受講生の理解のため、レジュメや資料等の配付を強くお勧めいたします。なお、資料は受講生の学年・理解度等を考慮し、分かりやすく作成してください。</p> <p>市販されている書籍をそのまま資料として配付することは、本事業の趣旨・目的から外れるため、できません。</p>
Q29	受講生に昼食等を出さなければなりませんか。
A29	必ず昼食等を出さなければならぬわけではありません。

【未来博士号（修了証書）、アンケートについて】

Q30	未来博士号（修了証書）は必ず授与しなければなりませんか。
A30	授与は任意です。 作成例は本会ウェブサイトに掲載しますので、適宜ご活用ください。 (URL : https://www.jsps.go.jp/j-hirameki/yoshiki.html)
Q31	受講生や保護者等へのアンケートの実施は必要ですか。
A31	本会へ提出する必要はありませんが、実施後の振り返りや次年度の企画立案に向けた参考とするため、必要に応じて実施してください。なお、アンケートの様式例は本会ウェブサイトに掲載しますのでご活用ください。 (URL : https://www.jsps.go.jp/j-hirameki/yoshiki.html)

【補助事業の完了日について】

Q32	補助事業の完了日はいつですか。
A32	プログラムの開催日以降で各種撤収等が完了した日です。原則としてプログラムの最終開催日が補助事業の完了日となりますが、やむを得ない事情によりプログラムの最終開催日の翌日以降に原状復帰等を行う必要がある場合は、当該撤収等を実施した日が完了日となります。そのような場合は事前に日本学術振興会まで相談してください。なお、補助事業の完了日は「研究機関において最終の支払手続きが完了した日」や「研究機関において最終の送金処理を行った日」とは異なります。

【経費の使用について】

Q33	経費はいつから使用できますか。
A33	交付内定日以降、必要な契約等を行うことができます。必要な経費は補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助金受領後に精算してください。
Q34	経費はいつまで使用できますか。
A34	補助事業の完了日まで可能です。なお、補助事業の完了日については、Q32を参照してください。
Q35	会議費の支出について制限がありますか。
A35	実施者だけで行う打ち上げ等の懇親会には支出ができません。実施者と受講生との交流を目的とした昼食やクッキータイムにはこれまでどおり支出することが可能です。
Q36	事務管理費（業務委託契約により実施していた際に認められていた、委託費総額の10%を上限として計上することができる管理的経費）の支出は可能ですか。
A36	本事業は令和元年度より業務委託契約ではなくなったため、事務管理費は計上で

	きません。
Q37	抽選の結果落選した者、欠席した者、保護者に対して記念品を渡したいのですが、可能ですか。
A37	ひらめき☆ときめきサイエンスからの支出は、プログラム遂行と関係がある支出のみが可能ですので、抽選の結果落選した者、欠席した者、保護者に対する支出はできません。
Q38	記念写真に関係する経費を執行することは可能ですか。
A38	ひらめき☆ときめきサイエンスからの支出は、プログラム遂行と関係がある支出のみが可能ですので、記念写真に対する支出はできません。
Q39	広く一般に公開するための学習支援用動画等の支出は可能ですか。
A39	プログラム内容に含まれている経費の執行は可能ですが、一般への発信を目的とした、プログラム遂行と関係のない支出についてはできません。なお、動画等の作成に当たっては、肖像権等には十分配慮してください。

【台風等自然災害への対処について】

Q40	台風等の自然災害の発生や感染症の影響といった不測の事態により、プログラムの安全な実施が確保できないと判断される場合は、どうすればよいですか。
A40	<p>実施機関の休講・休校、休業に係る規定等に準じて、プログラム開催日の変更を検討してください。原則「中止」ではなく「延期」（年度内での開催予定日変更）の検討をお願いしていますので、延期する場合の候補日等を事前に決め周知を行う等の配慮を行ってください。やむを得ず中止（補助事業の廃止）を検討する場合には、その旨を速やかに本会に連絡してください。また、プログラム開催日の変更を決定した場合には、速やかに、受講生等及び本会に対して、その旨を周知・連絡してください。（開催予定日を変更する場合は、事業内容等変更届の提出が必要です。）</p> <p>なお、受講生等には、受講の可否やプログラムの詳細を連絡する際などに、台風等の自然災害や公共交通機関の運休等が生じた際の対応策について、あらかじめ周知しておいてください。</p> <p>実施機関において規定等が整備されていない場合は、次を参考にして、事前に対応策を決めておいてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「プログラム当日の午前〇〇時（※）」において、『暴風警報』、『暴風雪警報』が発令中の場合、延期とする ・「プログラム前日の午後〇〇時（※）」において、大雨、暴風、暴風雪及び大雪等の『特別警報』が発令中の場合、延期とする ・公共交通機関が運転を休止する場合等は、延期とする <p>（※適宜、実施機関・プログラムの実情に応じて日時を決めてください。）</p>

